

バルク貯槽等の告示検査の合理化及び効率化のための関係省令及び  
告示の改正について（ポイント）

平成26年3月13日  
経済産業省  
商務流通保安グループ  
ガス安全室

1. これまでの対応について

(1) 告示検査を具体化するための調査研究

平成8年の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）の改正により民生用バルク供給システムが導入された。これにより、バルク貯槽及びバルク容器の機器の検査（告示検査）の制度が整備され、バルク貯槽並びにその附属機器及びバルク容器の機器（附属機器等）の初回の検査期間は製造後20年（バルク貯槽の安全弁は5年）と定められた。

製造後20年までに行う告示検査を迎えるに際し、大量のバルク貯槽や附属機器等を検査することに伴う混乱や検査結果のバラツキ等を回避するため、告示検査が本格化する前に告示検査の手順を確立する必要がある、「バルク貯槽20年検査体制導入整備調査研究」を行った〔平成21～24年度に高压ガス保安協会（KHK）へ委託〕。

調査研究の成果として、現行の規制体系の下で告示検査を実施する手順等を取りまとめた3つの手順書(案)が作成され、平成25年3月に開催した産業構造審議会保安分科会液化石油ガス小委員会に報告された。これらの手順書(案)は、その後、KHK液化石油ガス規格委員会において高压ガス保安協会規格（KHKS）に向けた審議が行われ、パブリックコメントを経て、平成26年2月19日に次のKHKSが制定された。

- ① バルク貯槽の告示検査等に関する基準手順書（KHKS 0745）
- ② 附属機器等の告示検査に関する基準（KHKS 0746）
- ③ バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準（KHKS 0841）

(2) 告示検査を合理的かつ効率的に行うための検証

調査研究では、液石法をはじめ高压ガス保安法等の関係法令の規制体系を精査し、現行の規制体系の下における手順書を取りまとめた一方で、液化石油ガス販売事業者等に多大な負担が見込まれる告示検査を、保安を確保しつつ合理的かつ効率的に行う必要性を認識し、そのための課題を抽出した〔課題は2.（1）～（7）〕。規制によって保安とともに告示検査の信頼性を確保することは重要であるが、その一方で、必要な保安を確保しつつ告示検査の

合理化や効率化を図ることは、検査期限の遵守をはじめ告示検査の着実な実施の促進につながる。

このような観点から、経済産業省（ガス安全室）では、KHK、日本LPガス団体協議会等の関係者と連携し、これらの課題を保安確保の観点から評価しつつ、現行の規制体系の見直しについて検証してきた。

## 2. 対応の方向性（課題及びその検証）

調査研究で浮き彫りにされた告示検査の課題及び保安を確保しつつ告示検査を合理的かつ効率的に行うための規制体系の見直しに関する検証の結果は、次のとおりである。

### 【課題1】作業計画の作成及び作業責任者の指名等

バルク貯槽の告示検査は、通常の作業でないので、特別な注意を払い、保安上支障のない状態で行う必要がある。

〔対応：規則第16条第22号の2を新設〕

施行規則第16条第19号に規定する貯槽等の修理又は清掃を行う際に適用する規定を、バルク貯槽の検査にも適用することが適当である。

### 【課題2】特定供給設備の許可における貯蔵能力の特例

告示検査に先だって貯蔵能力980kgのバルク貯槽へ仮設供給設備を連結して行われる消費調整は一時的なものであるが、仮設供給設備を合算した全体の貯蔵能力が1,000kgを超えるため、特定供給設備の許可及び完成検査の義務が課される。

〔対応：規則第21条第2項の新設〕

貯蔵能力1,000kg未満のバルク貯槽に貯蔵されている液化石油ガスをできる限り消費する必要がある場合において、バルク貯槽に液化石油ガスを充填できないように封印する等の措置を講じたときは、当該バルク貯槽に貯蔵されている液化石油ガスの数量を貯蔵能力として特定供給設備の定義を適用し、特定供給設備の許可及び完成検査を免除することが適当である。

### 【課題3】液化石油ガス設備工事の届出における貯蔵能力の特例

告示検査に先だって貯蔵能力498kgのバルク貯槽へ仮設供給設備を連結して行われる消費調整は一時的なものであるが、仮設供給設備を合算した全体の貯蔵能力が500kgを超えるため、液化石油ガス設備工事の届出の義務が課される。

〔対応：規則第87条第2項の新設〕

貯蔵能力500kgを超えるバルク貯槽の液化石油ガス設備工事の届出についても（2）と同様の規定を設け、液化石油ガス設備工事の届出を免除することが適当である。

#### 【課題4】 告示検査の記録及びその保存

告示検査の確実な実施を監視するため立入検査等で確認できるようにする必要がある。

〔対応：規則第131条第1項の表及び第4項の改正〕

バルク貯槽又は附属機器等の告示検査を行った場合に、液化石油ガス販売事業者が帳簿に記載すべき事項及びその保存期間を定めることが適当である。

#### 【課題5】 内面について行う非破壊検査

貯蔵能力 2,900kg 以上のバルク貯槽には、高圧ガス貯槽と同じように内面から非破壊検査を行う検査穴を備えたものがあるが、告示検査では外面の非破壊検査を行うこととされている。

〔対応：告示第1条第1項第2項イ(1)の改正〕

内部で作業できるバルク貯槽にあっては、外面に代えて内面について非破壊検査を行うことができる規定を設けることが適当である。

#### 【課題6】 合格したバルク貯槽又は附属機器等の表示

告示検査の未実施を防止するため、告示検査に合格したものと告示検査を行っていないものを外観で区別できるようにする必要がある。

〔対応：告示第1条第1項第3号・第2項第3号の新設〕

告示検査に合格したバルク貯槽又は附属機器等に表示すべき事項を定めることが適当である。

#### 【課題7】 附属機器等の告示検査期間の延長

告示検査の期間はその製造の日から起算されるが、附属機器はバルク貯槽に先だって製造されるため、附属機器の期限の方がバルク貯槽の期限より早く到来する。このため、バルク貯槽の告示検査の期限は、最も早く製造された附属機器の製造の日をもって管理する必要があるが、附属機器は種類が多く、製造の日も様々なので管理が煩雑になる。

〔対応：告示第1条第2項第1号の改正〕

附属機器とバルク貯槽の製造の日のずれは、附属機器の在庫期間で、最大で1年程度である。在庫期間中の附属機器は細心の注意をもって管理されるので、その経年劣化はバルク貯槽に装着された時点から始まる。このため、附属機器の告示検査の期間が経過後1年以内に、当該附属機器が設けられたバルク貯槽の告示検査の期間の最終日が到来するときには、附属機器の告示検査の期間を延長して、バルク貯槽等の告示検査に合わせて行えるようにすることが適当である。

また、製造の日のずれの課題は、バルク容器の機器の場合にもあるので、バルク容器の機器の告示検査にも同様の規定を設けることが適当である。